

<発起人会案>

規約案	規則案
<p>(二重価格表示の制限)</p> <p>第 1 1 条 事業者は、仏壇の自店販売価格に他の価格を比較対照価格として表示する場合（以下「二重価格表示」という。）には、次に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 比較対照価格として製造業者等が付した希望小売価格、市価及び自店平常（旧）価格以外の価格を用いること。</p> <p>(2) 比較対照価格として既に撤廃されたメーカー希望小売価格等を用いること。</p>	<p>第 4 6 条 規約第 1 1 条に規定する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 「自店販売価格」とは、当該仏壇を実際に販売しようとする価格をいう。</p> <p>(2) 「自店平常（旧）価格」とは、当該店舗において当該仏壇と同一の商品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前 8 週間のうち過半の期間に実際に販売されていた価格又は当該期間に同一の商品が販売されなかった場合においては直近に販売した価格をいう。</p>

<変更案>

<p><参考：タイヤ表示規約 第 9 条、(2) については価格表示ガイドライン></p> <p>第 1 1 条 事業者は、仏壇の取引条件について、自店販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示しようとする場合（割引率又は割引額を表示する場合を含む。以下このような表示を「二重価格表示」という。）には、次に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を、自店平常（旧）価格の名称を付して比較対照価格に用いること。</p> <p>(2) 最近時の市価よりも高い価格を市価として比較対照価格に用いること。</p> <p>(3) 既に撤廃されたメーカー希望小売価格を比較対照価格に用いること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事業者は仏壇について、二重価格表示をする場合は「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方（平成 1 2 年 6 月 3 0 日公正取引委員会）」により表示しなければならない。</p>	<p>第 4 6 条 規約第 1 1 条に規定する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 「自店販売価格」とは、当該仏壇を実際に販売しようとする価格をいう。</p> <p>(2) 「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とは、当該店舗において当該仏壇と同一の商品が、当該価格を比較対照価格として用いる日以前 8 週間（当該仏壇と同一の商品が販売されていた期間が 8 週間未満の場合には当該期間）のうち過半の期間に実際に販売されていた価格をいう。</p> <p>ただし、当該価格で販売されていた期間が通算して 2 週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から 2 週間以上経過している場合においては、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえない。</p>
---	---